資料４

令和７年度　第１回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

（４）議案第４号
地域公共交通計画認定申請書について

＜目次＞

1. 地域公共交通計画認定申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
2. 大牟田市地域公共交通計画　地域公共交通確保維持事業
（地域内フィーダー系統）に関する記載ページ（補助関連部分）　・・・・２
3. 大牟田市地域公共交通計画 別添資料
（補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表）　・・・・・・・１０
4. 地域公共交通計画 別紙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
5. 地域公共交通計画 別紙　別添資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
5. 参考資料（補助対象路線図、補助スケジュール）　・・・・・・・・・・１９

令和７年６月１１日
大牟田市　国県道路・地域交通対策課

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

大　地　第　４　号
令和７年　月　　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　大牟田市地域公共交通活性化協議会
住　　所　大牟田市有明町２丁目３番地
代表者氏名　会長　副枝　修

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

大牟田市
地域公共交通計画

©2016 大牟田市
「ジャー坊」

2023年（令和5年）3月

大牟田市

7－3　計画目標及び指標の設定

（１）計画目標の設定

基本理念及び３つの方針に対して、全体目標を含めて５つの目標を設定します。

（２）計画目標に対する指標の考え方

計画の達成状況を評価するため各目標に対する指標を設定します。

＜全体目標に対する指標＞

●全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上

全体目標　公共交通等の利用に対する満足度の向上　【全ての方針に共通する目標・指標】
【全体指標】全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上
全市民　：　令和３年度　２４％　➡　令和９年度　３０％以上（向上） 高齢者　：　令和３年度　２７％　➡　令和９年度　３３％以上（向上）

本市では、基本理念・基本方針の達成に向け、関係者が一丸となって各事業に取り組むことで、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築を目指します。

地域公共交通の利用者は市民であり、市民の方々が持つ移動に対する不安に対して十分な取組みを実践できているかを総合的に把握することが必要です。

特に高齢者は、将来の移動への不安が大きいことからも、移動に対応し、体系化された地域公共交通サービスが必要です。

そこで、全体目標としては「全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上」を全体目標の管理指標として設定します。

※数値指標の説明

・令和３年度に無作為に抽出した市民の方々を対象にアンケート調査を実施しています。その中で「公共交通の利用のしやすさに対する現状の満足度」を調査しており、回答者のすべてを対象（全年齢層＝全市民、65歳以上の年齢層＝高齢者）とした結果を現況値として評価を実施します。

・本計画による目標値は、上記のアンケート調査において、人口密度が高く、地域公共交通サービスレベルが他地区よりも高い市内中心部の回答者の方々が感じている満足度まで向上させることを目標とします。

鉄道･バスなどの公共交通機関の利用のしやすさに対する満足度調査結果

		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	合計	現状	目標
大牟田市全域	全年齢層	101	192	547	238	156	1,234	24%	30%
	高齢者層	45	93	218	102	59	517	27%	33%
大牟田市中心部	高齢者層	14	19	43	15	8	99	33%	－

※1：高齢者層は65歳以上の年齢層
※2：現状の満足度＝「満足＋やや満足」回答者数÷合計回答者数
※3：目標は大牟田市全域での高齢者層の満足度を大牟田市中心部の高齢者層の満足度へ向上
出典：R3年度　市民アンケート

＜目標１に対する指標＞

●地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保

目標１．市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保 ●市内中心部と各地域、地域内での利用しやすい公共交通等の実現
【指標１-１】地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保
カバー率：　令和４年度　**７８%**　➡　令和９年度　**７８%以上（維持・向上）**

本市の地域公共交通網は、鉄道、路線バス等が中心部から放射状に広がり充実していますが、公共交通利用者は人口減少等に伴い減少傾向にあります。このような中、鉄道駅800m、バス停300mの圏域に居住する人口の割合は約８割となり、近隣市と比較しても公共交通のカバー状況は高いことが示されていますが、公共交通利用者の減少に歯止めをかけるためには公共交通を利用しやすい環境を確保することが必要となります。将来的な人口減少、コロナ禍による外出機会の低下などにより公共交通の利用者が減少し、公共交通サービスが低下して利用者数が減少するという負のスパイラルを回避するためにも、公共交通を確保していくことは重要です。

このため、市内の公共交通までの徒歩圏（鉄道駅800m・バス停［定路線型のコミュバス・新たなモビリティ（移動手段）含む］300m圏域）に居住する人口の維持・向上を図るため、公共交通を利用しやすい環境を確保していくことを目指し、「地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保」を目標１の管理指標１－１として設定します。

※数値指標の説明

・カバー率は鉄道駅まで800m・バス停まで300m圏域内の人口について、500mメッシュデータ（平成27年国勢調査によるメッシュ別将来人口推計結果をもとに令和2年国勢調査人口により補完）を使用して GIS(地理情報システム)により設定します（令和4年度カバー率：78%＝86,834人÷111,281人）。

・目標値については、公共交通空白地域における取組みを検討していく一方、現在の路線バスサービスの確保を目指し、計画期間内においては現在のサービス水準（人口カバー率）を維持していくこととし、現段階では 78%を目標値としています。

●市内路線バス等の公共交通等の利用者数の確保

目標１．市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保 ●人が集まる中心部の利用しやすい公共交通等の実現
【指標１-２】市内路線バスの利用者数の向上
利用者数：　令和３年度　**3.5千人/日**　➡　令和９年度　**5.2千人/日以上（向上）**

市民の日常生活における移動しやすい環境の実現を図るため、市内路線バスの維持・確保や待合環境の改善、わかりやすい中心部路線の検討や利用促進に向けた活動の実施など多様な取組みを実施します。

そこで、「市内路線バス等の公共交通等の利用者数の確保」を実現させていくことを目標１の管理指標１－２として設定します。

※数値指標の説明

・大牟田市を運行する路線バス（西鉄バス）の利用者数について、交通事業者からの提供データ※をもとに設定します（令和３年度実績：3,531人）。
※出典：大牟田市統計年鑑_10.運輸及び通信（1日平均乗車人員より）

・目標値については、公共交通の利用者数の推移で示した通り、全体として公共交通の利用者が減少傾向にあり、バス路線（西鉄バス）においては、コロナ禍もあり、減少傾向に拍車をかけていることが示されています。このような中で市内路線バスの利用者数をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数にまで回復させていくこととし、5,200人/日以上（令和元年度実績：5,154人/日）を目標とします。

＜目標１に対する指標＞

●市内路線バスの収支率の改善

目標１．市民の日常生活における移動しやすいサービスの確保 ●人が集まる中心部の利用しやすい公共交通等の実現
【指標１-3】市内路線バスの収支率の改善
収支率 ：　令和４年度　**５５%**　➡　令和９年度　**７３%以上（改善）**

市民の日常生活における移動しやすい環境の実現を図るため、市内路線バスの維持・確保や待合環境の改善、わかりやすい中心部路線の検討や利用促進に向けた取組みの実施などとともに、学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等でも市内の移動がしやすくなるよう、効率的な公的支援の実施、非効率部分の効果的な見直しの検討など、様々な取組みを実施しながら「市内路線バスの収支率の改善」を図るため、目標１の管理指標１－３として設定します。

※数値指標の説明

・大牟田市を運行する路線バス（西鉄バス）の収支率（経常収益÷経常費用）を交通事業者からの提供データをもとに設定します。

・目標については、公共交通の利用者数の推移で示した通り、全体として公共交通の利用者が減少傾向にあり、バス路線（西鉄バス）においては、コロナ禍もあり、減少傾向に拍車をかけていることが示されています。このような中で市内路線バスの収支率をコロナ禍以前（令和元年度）の収支率にまで改善することとし、73%以上（令和元年度実績：73.3%）を目標とします。

大牟田市路線バス　事業収支率算出表

路線名	経常収益A（千円）	経常費用B（千円）	収支率　A/B	
令和４年度（R3.10-R4.9）	154,733	282,510	**54.8%**	**現状**
令和元年度（H30.10-R元.9）	213,449	291,325	**73.3%**	**目標**

7-6　事業内容・実施主体・スケジュール

【事業１（継続）】 市内路線バス等、公共交通の確保		【基本方針への対応】 基本理念 / 基本方針 1 / 基本方針 2 / 基本方針 3 【目標への対応】 全体目標 / 目標 1-1 / 目標 1-2 / 目標 2 / 目標 3
【課題への対応】		課題 1-①　中心部の輸送効率の向上
	●	課題 1-②　効率的な公共交通網の形成
	●	課題 1-③　通勤・通学や高齢者の移動への対応
		課題 1-④　公共交通空白地域等にあった適切なサービス検討
		課題 1-⑤　待合環境の改善
		課題 1-⑥　多様な交通手段の連携
	●	課題 1-⑦　都市のコンパクト化に対応した公共交通網の形成
	●	課題 1-⑧　公的資金の効率的・効果的活用
		課題 1-⑨　新設事業の積極的活用
		課題 2-①　周辺市町との公共交通網の確保
		課題 2-②　鉄道とバス等の接続改善
		課題 2-③　交通結節点での乗継案内、乗継環境の改善
		課題 2-④　広域交通拠点（新幹線駅）へのアクセス向上
		課題 2-⑤　観光移動への対応
		課題 3-①　公共交通の利用機会の創出、利用促進
		課題 3-②　全ての市民の外出機会・健康行動の創出
		課題 3-③　新たなモビリティ導入を行った地域に対する仕組みづくり・担い手確保
		課題 3-④　ICT 技術の積極的活用

①　取組み方針

学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等でも利用可能な市内の移動がしやすくなるよう、幹線軸（国道 208 号のバス路線等幹線となる路線）につながる支線軸（山間部等の地域を運行する路線）を確保する

そのためには、市民・事業者・行政の連携が不可欠であり、それらの取組みも図りながら事業を進める

②　取組み内容　＜●具体的な検討＞

⑴　効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討

・非効率な路線のうち、地域間幹線を補完し、維持・確保が必要な路線について、効果的な公的支援を実施、ただし状況の変化に応じて対応を検討

・区間別や時間帯別の運行便数、利用状況を踏まえ、運行区間や時間帯の効率化等の検討・実施

・効率化等を検討・実施していく上では、「事業 11」と連携した取組みの検討も実施

●早急な補助金抑制策等の検討

交通事業者との協議の上、効果的な運行水準の検討・確保を図る

上官線（25 番系統）、吉野線（55 番系統）

●継続的な運行補助抑制策等の検討

交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る

地域間幹線系統　　：大牟田市内線（2・4 番系統）、上官線（25 番系統）、吉野線（55 番系統）

地域内フィーダー系統：大牟田市内線（1 番系統）、米の山・黒崎団地線（10 番系統）、
上官線（16 番系統）、米の山・黒崎団地線（18 番系統）、
吉野線（57 番系統）

●その他事業との連携によるあり方の検討

空白地域・運行区間見直し・今後減便が見込まれる路線等への地域住民・交通事業者と連携した取組みの検討

【事業１（継続）】 市内路線バス等、公共交通の確保	【基本方針への対応】 基本理念 / 基本方針１ / 基本方針２ / 基本方針３ 【目標への対応】 全体目標 / 目標 1-1 / 目標 1-2 / 目標 2 / 目標 3

② 取組み内容 ＜●具体的な検討＞

・本取組みの対象とする市内の地域公共交通の検討の方向性を整理した対応表

位置づけ	系統	役割	検討の方向性
都市間幹線交通軸	地域間幹線系統 各鉄道路線など 九州新幹線、ＪＲ鹿児島本線、西鉄大牟田線、高速船（三池港～島原港）	市内拠点から市外への広域交通を担う	（その他の施策と連携 【事業６】など）
	地域間幹線系統 路線バス 大牟田市内線（2･4 番系統）、上官線（25 番系統）、吉野線（55 番系統）		●早急な補助金抑制策等の検討 交通事業者との協議の上、効果的な運行水準の検討・確保を図る ●既存の補助路線における抑制策等の検討 交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る
地域内基幹交通軸	地域内フィーダー系統 路線バス 大牟田市内線（1 番系統）、米の山・黒崎団地線（10 番系統）、上官線（16 番系統）、米の山・黒崎団地線（18 番系統）、吉野線（57 番系統）	主に大牟田駅を発着地として、市内並びに近隣市町の各拠点を連絡する	●継続的な運行補助抑制策等の検討 交通事業者との協議の上、効率化に向けた運行水準等の見直し検討を図る ●既存の補助路線における抑制策等の検討 交通事業者との継続した協議を実施し、効率的な公的支援の実施・非効率部分の効果的な見直し検討を図る
生活交通軸	生活支援系統 市内タクシー 倉永生活循環バス 三池サンキューバス 玉川のりあいタクシー その他既存リソース（施設送迎運行）	主に公共交通空白地域等の市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点（施設）に接続する	●その他事業との連携によるあり方の検討 空白地域・運行区間見直し・今後減便が見込まれる路線への地域住民・交通事業者と連携した取組みの検討

※なお、上記の地域間幹線系統、地域内フィーダー系統、生活支援系統の路線については、国の生活交通確保維持改善事業を活用し、持続可能な運行を図る。

＜大牟田市の地域公共交通網＞

第８章　計画の推進体制

８－１　進捗管理

本計画は、各施策の目標値を設定し、達成状況を見ながら計画の進捗状況を管理していきます。計画４年時点には最終評価を行い、計画５年時点で次期計画策定に向けた検討を進めていきます。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計画掲載事業	事業検討・実施				
計画の評価	進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理 ✓効果検証 ✓社会・地域情勢等を踏まえた課題の洗い出し	最終評価
次期計画の検討				事業検討・実施	計画策定

ＰＤＣＡ

計画の推進と目標達成に向けて、Plan（計画立案・評価指標の設定）、Do（計画の円滑な実施）、Check（目標の達成度評価・課題の整理）、Action（評価・改善の妥当性検証）のPDCAサイクルに沿って、毎年度、継続的に進捗管理を行います。
なお、必要に応じて計画の見直しも行います。

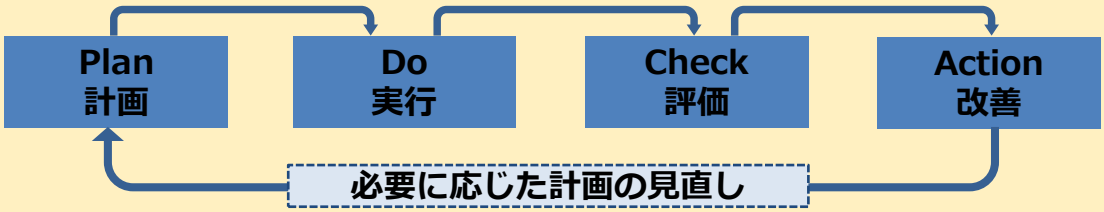

※なお、PDCAサイクルに沿った進捗管理は、事業者、行政のほか、地域公共交通活性化協議会においても行います。

８－２　計画の改定

本計画は不変なものではなく、社会情勢の変化や関連計画の見直しなど、必要に応じて見直しを行います。

施策の展開スケジュール（計画期間）についても同様に必要に応じて見直しを行います。

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
交通事業者	［米の山・黒崎団地線18番系統］ 西鉄大牟田営業所～新栄町～黒崎団地前	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	黒崎団地前	路線定期	フィーダー補助	市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線18番系統］ 大牟田駅～新栄町～黒崎団地前	大牟田駅前	新栄町	黒崎団地前	路線定期	フィーダー補助	市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線18番系統］ 新栄町～手鎌～黒崎団地前	新栄町	手鎌	黒崎団地前	路線定期	フィーダー補助	市北西部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線10番系統］ 西鉄大牟田営業所～市立病院～普光寺	西鉄大牟田営業所	市立病院	普光寺	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線10番系統］ 西鉄大牟田営業所～大牟田駅～米の山	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	米の山	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線10番系統］ 大牟田駅～普光寺	大牟田駅		普光寺	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線10番系統］ 大牟田駅～米の山	大牟田駅		米の山	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［米の山・黒崎団地線10番系統］ 西鉄大牟田営業所～大牟田駅～普光寺	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	普光寺	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［上官線16番系統］ ゆめタウン大牟田～笹林～倉掛	ゆめタウン大牟田	笹林	倉掛	路線定期	フィーダー補助	市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［上官線16番系統］ ゆめタウン大牟田～笹林～万田坑	ゆめタウン大牟田	笹林	万田坑	路線定期	フィーダー補助	市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［上官線16番系統］ 大牟田駅～笹林～倉掛	大牟田駅	笹林	倉掛	路線定期	フィーダー補助	市南部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	[大牟田市内線1番系統] 西鉄大牟田営業所～三池中町	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	三池中町	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	[大牟田市内線1番系統] 西鉄大牟田営業所～久福木団地	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	久福木団地	路線定期	フィーダー補助	市東部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［吉野線57番系統］ 西鉄大牟田営業所～新大牟田駅・大牟田病院前～西鉄大牟田営業所	西鉄大牟田営業所	新大牟田駅・大牟田病院前	西鉄大牟田営業所	路線定期	フィーダー補助	市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［吉野線57番系統］ 西鉄大牟田営業所～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	西鉄大牟田営業所	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	路線定期	フィーダー補助	市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。
交通事業者	［吉野線57番系統］ 大牟田市立病院～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	大牟田市立病院	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	路線定期	フィーダー補助	市北部を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。

（備考）

・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

別　紙

令和７年６月１１日

（名称）大牟田市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大牟田市では、九州新幹線を始めＪＲ鹿児島本線や西鉄天神大牟田線の鉄道を中心に、路線バスなどが補完する形で公共交通ネットワークが形成されている。特に路線バスは通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な交通手段として市民生活を支えるとともに、市内の地域間をつなぐ交通ネットワークとして重要な役割を担っている。

しかしながら、交通手段の多様化、自家用車の普及拡大、人口減少等の影響により路線バスの利用者は年々減少しており、収支も悪化している状況である。

このような中、平成 30 年３月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来に向けた市内外の移動の維持・確保に向けて事業に取り組んできた。

令和５年３月には「大牟田市地域公共交通計画」（以下、「交通計画」という。）を策定し、基本理念である「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築」を目指し、利用促進や公共交通空白地域への対応などを進めている。

将来に向けて、交通計画の全体目標である「全市民・高齢者の公共交通等の利用に対する満足度の維持・向上」を図るには、各公共交通機関が持つ運行特性や役割に基づき、相互に連携し、補完することが必要であり、特に本市内の移動を支える米の山・黒崎団地線（10 番・18 番系統）、上官線（16 番系統）、大牟田市内線（１番系統）、吉野線（57 番系統）の重要性は高く、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に維持・確保を図る必要がある。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

定量的な指標として、大牟田市地域公共交通計画の全体目標である「全市民の公共交通等の利用に対する満足度」※1の向上に加え、「フィーダー補助路線の利用者数」の増加を目標値として設定する。

令和６年度については、満足度 34.1%、利用者数 994 人/日であり、引き続き満足度の維持・向上及び利用者数の増加に努めていく。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
全市民の公共交通等の利用に対する満足度※1	26%	27%	28%	29%	30%
フィーダー補助路線の利用者数※2	1,120 人/日	1,204 人/日	1,288 人/日	1,372 人/日	1,456 人/日

※１：市内中心部の方々が感じている公共交通等の利用に対する満足度まで向上させることを目標とし、段階的に年１%の向上を目標とする。

※２：大牟田市地域公共交通計画では市内路線バスの利用者をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数である 5,200 人／日以上まで回復させることを目標としている。フィーダー補助路線（1.10.16.18.57 番系統）の利用者数は全体の約 28%であり、その割合に応じて増加させていくことを目標とする。

（２）事業の効果

米の山・黒崎団地線（10 番・18 番系統）、上官線（16 番系統）、大牟田市内線（１番系統）、吉野線（57 番系統）を維持することにより、沿線住民の通勤・通学、通院、買い物など日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 目標を達成するために行う事業

（１）小学校でのバス教室、観光施設でのバス運転士体験会の開催、ギャラリーバスの実施など、バス利用促進のイベントを実施する。合わせてバス利用に関する広報・周知活動を市 HP、広報おおむた、公式 SNS の活用及び市のイベント時に PR グッズを配布するなど、ノーマイカーデーの取組みと合わせ、幅広い層への周知を図る。

（２）おおむた「大蛇山」まつり 100 円バスやバスを利用して観光地へ訪問した人へ記念品を配布するなど、利用促進の取組を実施する。

（３）路線バスの乗降調査結果を踏まえた適切な便数やダイヤ等による運行の効率化の検討を進める。

（４）免許返納者へ 5,000 円分の IC カード乗車券、タクシー券のいずれかを配布するほか、路線バス使用の PR の強化を図る。

② 実施主体

（１）（２）西鉄バス大牟田、大牟田市

（３）大牟田市地域公共交通活性化協議会

（４）西鉄バス大牟田、大牟田市

（５）大牟田市

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付
運行事業者は、現在当該系統を運行している事業者である。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

大牟田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

以下の手法で情報を収集し、数値指標による評価を実施。

〇全市民の公共交通等の利用に対する満足度
毎年実施する「大牟田市まちづくり市民アンケート」の中に、「公共交通機関に対する満足度」を設定。

〇フィーダー補助路線の利用者数
運行事業者へ利用者数を確認。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

（米の山・黒崎団地線 18 番系統）
大牟田市バス交通対策協議会
・平成 28 年 12 月 25 日（第 19 回）補助路線の評価を実施
・平成 29 年 6 月 26 日（第 20 回）平成 30 年度事業生活交通確保維持改善計画に合意
・平成 29 年 12 月 22 日（第 21 回）バス交通対策協議会を平成 30 年 3 月 31 日付で廃止し、4 月 1 日で大牟田市地域公共交通活性化協議会へ機能を移すことについて承認。

（米の山・黒崎団地線 10 番系統、上官線 16 番系統）
大牟田市地域公共交通活性化協議会
・令和 2 年 7 月 28 日令和 3 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 2 年 10 月から補助開始）について承認

（大牟田市内線 1 番系統）
大牟田市地域公共交通活性化協議会
・令和 3 年 6 月 30 日令和 4 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 3 年 10 月から補助開始）について承認

（吉野線 57 番系統）
大牟田市地域公共交通活性化協議会
・令和 4 年 6 月 27 日令和 5 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 4 年 10 月から補助開始）について承認

大牟田市地域公共交通活性化協議会
・平成 30 年 3 月 27 日 大牟田市地域公共交通網形成計画（案）を承認。
大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正し大牟田市バス交通対策協議会を法定協議会に統合することを確認・承認
平成 30 年度生活交通確保維持計画の変更届出提出について承認
・平成 30 年 4 月 23 日 大牟田市地域公共交通網形成計画の届出
・平成 30 年 6 月 25 日 平成 31 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・平成 31 年 1 月 17 日 地域公共交通確保維持改善･事業評価（一次評価）について承認
・令和 元年 6 月 26 日 令和 2 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・令和 2 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 2 年 6 月 28 日 令和 3 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・令和 3 年 1 月 15 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 3 年 6 月 30 日 令和 4 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・令和 4 年 1 月 21 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 4 年 6 月 27 日 令和 5 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・令和 5 年 1 月 10 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 6 年 3 月 29 日 大牟田市地域公共交通計画（案）について承認
・令和 5 年 6 月 26 日 令和 6 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認
・令和 5 年 9 月 29 日 令和 6 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画の変更
吉野線 57 番新幹線接続について承認
・令和 6 年 1 月 23 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 6 年 2 月 09 日 令和 6 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画の変更
米の山・黒崎団地線 18 番、米の山・黒崎団地線 10 番、大牟田市内線 1 番の路線見直しについて承認
・令和 6 年 6 月 12 日 地域公共交通計画（令和 7 年度地域公共交通確保維持事業）について承認
・令和 7 年 1 月 22 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認
・令和 7 年 6 月 11 日 地域公共交通計画（令和 8 年度地域公共交通確保維持事業）について承認

別　紙

19. 利用者等の意見の反映状況

計画の策定にあたり、大牟田市地域公共交通活性化協議会の構成委員に、校区コミュニティ連絡協議会の代表者や市民代表に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）大牟田市有明町２丁目３番地
（所　属）大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課
（氏　名）稲荷田健、湊雄大
（電　話）0944-41-2783
（e-mail）kokkendou-koutsu01@city.omuta.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大牟田市	西鉄バス大牟田（株）	(1) [米の山・黒崎団地線18番系統]西鉄大牟田営業所～新栄町～黒崎団地前	西鉄大牟田営業所	大牟田駅前	黒崎団地前	往 7.9km 復 7.5km	365日	2133.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(2) [米の山・黒崎団地線18番系統]大牟田駅～新栄町～黒崎団地前	大牟田駅前	新栄町	黒崎団地前	往 6.8km 復 6.4km	365日	1141.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(3) [米の山・黒崎団地線18番系統]新栄町～手鎌～黒崎団地前	新栄町	手鎌	黒崎団地前	往 5.0km 復 4.8km	238日	476.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(4) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～市立病院～普光寺	西鉄大牟田営業所	市立病院	普光寺	往 7.6km 復 7.6km	288日	1240.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(5) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～大牟田駅～米の山	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	米の山	往 5.6km 復 5.6km	365日	2602.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(6) [米の山・黒崎団地線10番系統]大牟田駅～普光寺	大牟田駅前		普光寺	往 5.4km 復 5.4km	365日	547.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(7) [米の山・黒崎団地線10番系統]大牟田駅～米の山	大牟田駅前		米の山	往 4.4km 復 4.4km	365日	1742.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(8) [米の山・黒崎団地線10番系統]西鉄大牟田営業所～大牟田駅～普光寺	西鉄大牟田営業所	大牟田駅前	普光寺	往 6.5km 復 6.5km	365日	767.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(9) [上官線16番系統]ゆめタウン大牟田～笹林～倉掛	ゆめタウン大牟田	笹林	倉掛	往 5.2km 復 5.8km	365日	1562.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(10) [上官線16番系統]ゆめタウン大牟田～笹林～万田坑	ゆめタウン大牟田	笹林	万田坑	往 6.0km 復 6.6km	127日	254.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大牟田市	西鉄バス大牟田（株）	(11) [上官線16番系統]大牟田駅～笹林～倉掛	大牟田駅	笹林	倉掛	往 3.9km 復 3.9km	365日	1876.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(12) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～三池中町	西鉄大牟田営業所	大牟田駅前	三池中町	往 5.5km 復 5.5km	127日	190.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(13) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～久福木団地	西鉄大牟田営業所	大牟田駅前	久福木団地	往 7.5km 復 7.6km	238日	357.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(14) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～新大牟田駅・大牟田病院前～西鉄大牟田営業所	西鉄大牟田営業所	新大牟田駅・大牟田病院前	西鉄大牟田営業所	循環17.7km	365日	5876.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(15) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	西鉄大牟田営業所	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	往 15.2km 復 15.2km	288日	2242.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(16) [吉野線57番系統]大牟田市立病院～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	大牟田市立病院	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	循環14.7km	288日	288.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大牟田市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	19,413
交通不便地域等	111,281

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
111,281	大牟田市全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大牟田市地域公共交通計画	令和5年5月31日	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

補助対象路線図
（令和8年度事業）

地域内フィーダー系統
吉野線（57番系統）

地域内フィーダー系統
大牟田市内線（1番系統）

地域内フィーダー系統
米の山・黒崎団地線（18番系統）

地域内フィーダー系統
米の山・黒崎団地線（10番系統）

地域内フィーダー系統
上官線（16番系統）

黒崎団地
久福木団地
新栄町
大牟田駅
大牟田営業所
市立病院
倉掛
米の山
普光寺
大牟田市
福岡県
熊本県
みやま市
南関町

凡例
鉄道
九州新幹線
JR鹿児島本線
西鉄天神大牟田線
路線バス
大牟田市内
米の山・黒崎団地
上官
庄山～南関
吉野
三池港
グリーンランド
イオンモール大牟田
高速バス（宮尾～福岡空港）
産交バス（南関線）
市内主要施設
行政・公的施設
文化施設
観光施設・名所
医療施設
福祉施設
大学・国立高専
高校
スポーツ・レクリエーション施設
小学校
中学校
特別支援学校
主要道路
県界
市町村界

地域内フィーダー系統補助スケジュール

赤字 ： 市町村又は協議会が行うもの

緑字 ： 補助対象者（事業者、市町村（有償運送の場合）又は※協議会）が行うもの
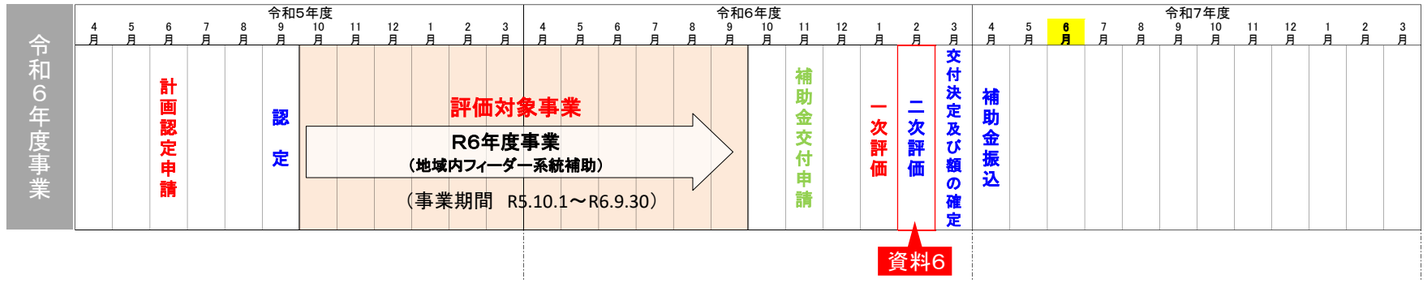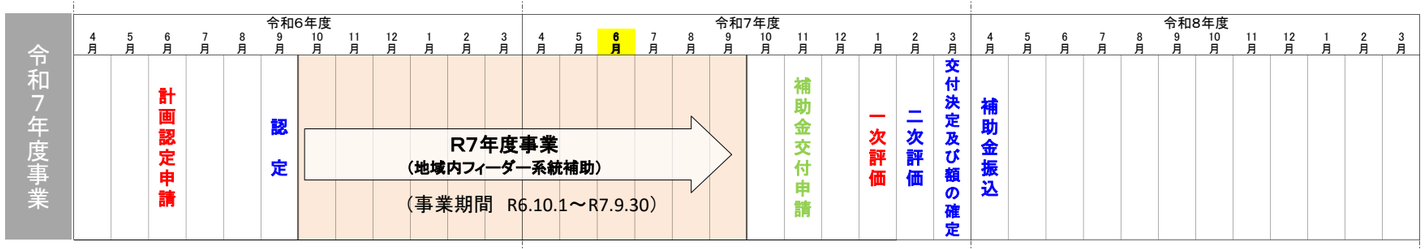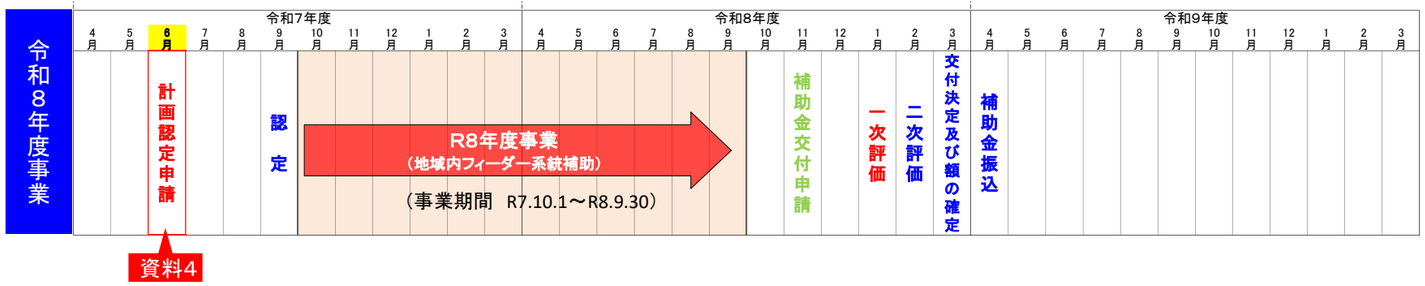
青字 ： 国が行うもの